

令和7年度 第12回  
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和8年（2026年）3月19日

日野市教育委員会

令和7年度第12回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和8年(2026年)3月19日(木)  
15時30分～16時15分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 白石 高士 教育長職務代理者 高木 健夫  
委 員 真野 広 委 員 正留 久巳  
委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 高木 健夫

事務局出席者 教 育 部 長 中田 秀幸 教育部参事 宇田川 裕美  
(兼教育指導課長)  
教育部参事 飯倉 直子 庶務課長 釜堀 亜矢子  
(兼ふるさと文化財課長)  
教育指導課主幹 坪田 充博 統括指導主事 前田 健太  
教育センター事務長 綿貫 真二 図書館長 奥住 大輔

傍聴者 1名

書記 庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

白石高士

議事録署名

委 員

高木健夫

## 議事内容

### 議案

- 第48号 令和8年度（2026年度）の主要な取り組みの策定について
- 第49号 教育委員会職員人事について
- 第50号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第51号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 第52号 日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第53号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第54号 日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第55号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第56号 学校運営協議会委員の任命について（新規）
- 第57号 学校運営協議会委員の任命について（任期満了）
- 第58号 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について
- 第59号 日野市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について
- 第60号 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について
- 第61号 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について
- 第62号 日野市立教育センター所長の任命について
- 第63号 第12期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について
- 第64号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 第65号 教育委員会職員の懲戒処分の専決処分について

### 請願審査

- 第7-13号 文科省『人事行政状況調査』が示す、教職員の「精神疾患休職」「性犯罪・性暴力」増加の真因が（学習指導要領の一部政治的偏向部分等の）管理統制強化にあるという事実と、その真因を除去する必要性とを、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願

報告事項

第30号 行政情報の公開請求

第31号 日野市教育委員会生成 AI 利活用ガイドラインの制定及び日野市立学校  
情報セキュリティ対策基準の改定について

第32号 日野市いじめ防止基本方針改定（案）に関するパブリックコメントの  
実施について

(議事の要旨)

開始 15時30分

[白石教育長]

ただいまから、令和7年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

本日の議事録署名は高木委員にお願いをいたします。

本日の案件は議案18件、請願審査1件、報告事項3件です。

会議の進め方ですが、請願第7-13号は議事の最後に審査したいと思います。

また、議案第49号、61号、65号及び報告事項第31号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、請願第7-13号の審査は公開する議事の最後に行います。

会議規則第10条により、議案第49号、61号、65号及び報告事項第31号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議をいたします。

なお、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、事務局説明員が随時入退室いたします。

また、関連のある議題については、随時一括議題といたします。

それでは、議事に入ります。

議案第48号 令和8年度(2026年度)の主要な取り組みの策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第48号 令和8年度(2026年度)の主要な取り組みの策定について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第48号 令和8年度(2026年度)の主要な取り組みの策定について御説明いたします。

提案理由でございます。令和8年度(2026年度)の主要な取り組みを策定するものです。令和8年度の主要な取り組みは、第4次学校教育基本構想の推進と、生涯学習推進基本構想・基本計画の推進に区分して策定しております。

次ページ、2ページから5ページの項番17までは、第4次学校教育基本構想の推進に関する取組でございます。8つの事業を評価対象事業としております。

項番 3、日野第一小学校改築・南平小学校長寿命化改修事業、項番 4、小中学校屋上等防水修繕事業、項番 6、学校における働き方改革推進事業、項番 11、幼保小連携教育推進委員会、項番 12、個の状況にあわせた不登校支援事業、項番 13、スクールソーシャルワーカー配置事業、項番 14、わかば教室運営事業、項番 15、小中学校学習者用端末等運営事業、その他全 17 項目を挙げております。

項番 18 以降は、生涯学習推進基本構想・基本計画の推進に関する取り組みでございます。3つの事業を評価対象事業としております。

項番 18、多様な学びの場構築広域連携事業、項番 20、文化財保護事業、項番 24、中央図書館 国の登録有形文化財登録におけるパンフレットの作成及び講演会の開催、その他全 9 項目を挙げております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いします。よろしいですか。

なければ、これにて終結をいたします。

お諮りいたします。令和 8 年度（2026 年度）の主要な取り組みの策定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

議案第 50 号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 51 号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、議案第 52 号 日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第 50 号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

○議案第 51 号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について

○議案第 52 号 日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[釜堀庶務課長]

議案書 17 ページを御覧ください。議案第 50 号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。日野市教育委員会の組織再編及び事務所掌再編のため、日野市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正するものです。

改正内容について、新旧対照表にて御説明いたします。20 ページをお開きください。

第 3 条第 3 項では教育部に生涯学習担当部長、教育指導担当部長の職を、第 5 項では教

育指導課に教育施策担当課長の職を新たに設けます。また、これに伴い、第3条第4項、第6項及び第4条において所要の文言整理を行います。

次に、21ページをお開きください。第5条では、令和7年度末にて高校生奨学金制度を廃止することに伴い、庶務課庶務係の事務分掌のうち、奨学金に関するものを削除いたします。

19ページにお戻りください。付則でございます。この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案書23ページを御覧ください。議案第51号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。組織再編のため、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正するものです。

改正内容について、新旧対照表にて御説明いたします。25ページをお開き願います。

議案第50号にて御説明しました担当部長及び担当課長の職の新設に伴い、第2条、第8条、第9条及び第15条において所要の文言整理を行います。

24ページにお戻りください。付則でございます。この規則は令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案書27ページを御覧ください。議案第52号 日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。組織再編のため、日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正するものです。

改正内容について新旧対照表にて御説明いたします。29ページをお開きください。

別表に担当部長及び担当課長を加えるものです。

28ページにお戻りください。付則でございます。この規則は令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

なければ、これにて終結をいたします。

1件ずつお諮りいたします。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

続いて、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

続いて、日野市教育委員会所管職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について、議案第54号 日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてを一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第53号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

○議案第54号 日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

[釜堀庶務課長]

議案書31ページを御覧ください。議案第53号 日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給費目及び支給単価の改定に伴い、要綱の一部を改正するものです。

改正内容について、新旧対照表にて御説明いたします。議案書33ページをお開きください。

第3条第1項では、支給費目から入学準備金を削除いたします。

次ページをお開きください。別表のうち、小学6年生に支給する入学時学用品費、中学1年生に支給する新入学児童生徒学用品費の額を8万1,000円から9万9,000円に変更し、小学6年生に支給する入学準備金を廃止するものです。入学準備金につきましては、これまで日野市独自の費目として小学6年生の児童がいる世帯に支給してまいりましたが、これを廃止することとし、当面の間、小学6年生対象の入学時学用品費、中学1年生対象の新入学児童生徒学用品費の額に入学準備金相当額を上乗せして支給するものです。

32ページにお戻りください。付則でございます。この要綱は令和8年4月1日から施行するものです。ただし、改正後の規定は令和8年度の補助金交付から適用するものとし、令和7年度以前の補助金交付については、なお従前の例によるものといたします。

続きまして、議案書35ページを御覧ください。議案第54号 日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。特別支援教育就学奨励費の支給対象者及び支給費目の改定に伴い、要綱の一部を改正するものです。

改正内容について新旧対照表にて御説明いたします。37ページをお開きください。

第2条でございます。本制度の開始以降、特別支援教室を全校に配置するなど、特別支

援教育の充実に取り組み、特別支援教育の振興を図るという目的が一定程度果たされたことを鑑み、通常学級と比較し、追加の経済的負担が発生しない通級の児童生徒については支給対象者から除き、対象を特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者のうち、経済的負担の軽減が必要であると教育委員会が認めたものとします。

第3条では、議案第53号と同様、支給費目から入学準備金を削除するものです。

36ページにお戻りください。付則でございます。この要綱は令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、これにて終結をいたします。

1件ずつお諮りいたします。

日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

続いて、日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第55号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第55号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

議案書39ページを御覧ください。

提案理由でございます。令和8年4月1日より新設される主務教諭について規則に追加するものです。この主務教諭につきましては、令和7年法律第68号において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法の改正及び学校教育法施行規則の改正により、学校に置くことができる職として新たに主務教諭への職が設置されるとともに、校務分掌上の主任についての規定整

備が行われました。これに伴い、日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正し、令和8年4月1日より新設される主務教諭について規則に追加するものです。

41ページをお開きください。新旧対照表にて御説明いたします。

第7条の4、第1項の「特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条3項におきまして、主務教諭の職名は主任教諭といたします。

また、養護教諭及び栄養教諭につきましても、主務教諭の職名を第5項において、主任養護教諭、次ページとなります。第7項において主任栄養教諭といたします。

第8条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書中、主幹教諭の次に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加えます。

39ページへお戻り願います。付則でございます。この規則は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、これにて終結をいたします。

お諮りいたします。日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 学校運営協議会委員の任命について(新規)、議案第57号 学校運営協議会委員の任命について(任期満了)を一括議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第56号 学校運営協議会委員の任命について(新規)

○議案第57号 学校運営協議会委員の任命について(任期満了)

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第56号 学校運営協議会委員の任命について(新規) 御説明いたします。

議案書43ページを御覧ください。提案理由でございます。新たに学校運営協議会を設置する学校について、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員を任命するものです。なお、こちらは令和8年度に新たに学校運営協議会を設置し、コミュニティースクールとして指定を行う学校分となっております。

次ページの44ページから47ページを御覧ください。新たに学校運営協議会を設置する学校は、日野第一小学校、日野第八小学校、南平小学校、夢が丘小学校の4校で、任命対象者の氏名、住所、任期などについては記載のとおりでございます。なお、任命につい

ては校長からの意見に基づくものとなっております。

続きまして、議案書49ページを御覧ください。議案第57号 学校運営協議会委員の任命について（任期満了）御説明いたします。

提案理由でございます。学校運営協議会委員の任期満了に伴い、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員を任命するものです。なお、こちらは令和7年度末をもって現委員の任期が満了となる学校の分となっております。

次ページの50ページから55ページを御覧ください。対象となる学校は、豊田小学校、日野第三小学校、平山小学校、滝合小学校、日野第七小学校、仲田小学校の6校で、任命対象者の氏名、住所などについては記載のとおりでございます。なお、任命については校長からの意見に基づくものとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、これにて終結いたします。

1件ずつお諮りいたします。

学校運営協議会委員の任命について（新規）を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり可決されました。

続いて、学校運営協議会委員の任命について（任期満了）を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第58号 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第58号 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について御説明いたします。議案書57ページを御覧ください。

提案理由でございます。日野市地域学校協働活動推進員等設置要綱第6条の規定に基づき、令和8年度地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱を行うものです。

次ページの58ページから59ページを御覧ください。推進委員の氏名、住所などについては記載のとおりでございます。なお、推進員につきましては、校長からの推薦に基づ

き選出しております。

ページ下段、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、これにて終結いたします。

お諮りいたします。地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 日野市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について、議案第60号 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定についてを一括議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。教育指導課主幹。

○議案第59号 日野市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

○議案第60号 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について

[坪田教育指導課主幹]

教育指導課主幹でございます。

議案第59号 日野市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について御説明いたします。議案書61ページを御覧ください。

提案理由でございます。日野市いじめ防止対策推進条例第14条第3項の規定に基づき、日野市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

次ページ、62ページをお開きください。主な内容を御説明いたします。

協議会の所掌事項、第3条でございます。連絡協議会は、いじめ防止に向けた総合的な施策を地域社会総がかりで推進するため、次に掲げる事項について連絡調整及び協議する。第1号、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項、第2号、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項、第3号、前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策の推進に必要なこととしております。

63ページをお開きください。最下段、付則でございます。この規則は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第60号の御説明を申し上げます。議案書65ページをお開きください。議案第60号 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。日野市いじめ防止対策推進条例第15条第5項の規定に基づき、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもので

ございます。

次ページ、66ページをお開きください。主な内容を御説明いたします。

第3条、所掌事項でございます。第3条、対策委員会は、日野市教育委員会の諮問に応じ、教育委員会または学校のいじめの防止等のための対策の推進、いじめの実態把握及び分析、いじめの防止等のための調査研究に関する事項、いじめの防止等のための対策への支援に関する事項について調査または審議し、教育委員会へ報告または答申する。第2項、対策委員会は、前項の規定による調査及び審議の結果に基づき、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べるができる。第3項、対策委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する重大事項に係る事実関係を明確にするための調査または条例第10条第5項に規定する調査の経過及び結果報告の審議を行い、その結果を教育委員会に報告または答申するものとする。

続いて専門調査員について御説明申し上げます。次ページ、67ページをお開きください。

第9条、専門事項を調査及び審議させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。第2項、専門調査員は、教育委員会が任命または委嘱する。次ページに飛びます。第3項、専門調査員の任期は、任命または委嘱の日から当該専門事項に関する調査結果を対策委員会に報告した日までとする。

次に、調査部会についてでございます。その下でございます。第10条、法第28条調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に学校の設置者主体の調査部会または学校主体の調査部会を置くことができる。第2項、学校の設置者主体の調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有しない委員または専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。第3項以降は記載のとおりでございます。

最下段、付則でございます。この規則は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いします。

高木委員。

[高木委員]

意見を述べさせていただきたいと思います。

提起いただきました議案第59号、日野市いじめ問題対策連絡協議会規則案及び議案第60号、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則案については、それぞれ合理的な妥当なもの判断しております。本案に基づき進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

[白石教育長]

ほかに御意見・御質問ございませんか。

なければ、これにて終結いたします。

1件ずつお諮りいたします。日野市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定についてを原

案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり可決されました。

続いて、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育センター事務長。

○議案第62号 日野市立教育センター所長の任命について

[綿貫教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。

議案書73ページを御覧ください。議案第62号 日野市立教育センター所長の任命について御説明いたします。

提案理由でございます。令和8年3月31日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものです。

議案書74ページを御覧ください。所長の氏名及び住所につきましては、記載のとおりです。現在の所長を引き続き任命するものでございます。任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、これにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立教育センター所長の任命についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 第12期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育センター事務長。

○議案第63号 第12期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について

[綿貫教育センター事務長]

議案書 75 ページを御覧ください。議案第 63 号 第 12 期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

提案理由でございます。令和 8 年 3 月 31 日をもって、第 11 期日野市立教育センター運営審議会委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

議案書の 76 ページを御覧ください。今回の定例会で御審議いただくのは、学識経験者の 3 名でございます。委員の氏名及び住所につきましては、記載のとおりでございます。任期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間です。学校教育関係者及び教育行政機関関係者からの選出については、本年 4 月 1 日以降の新体制が決まった後に選出いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、これにて終結いたします。

お諮りいたします。第 12 期日野市立教育センター運営審議会委員の委嘱についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

議案第 64 号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。図書館長。

○議案第 64 号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について

[奥住図書館長]

図書館長でございます。

議案書 77 ページを御覧ください。議案第 64 号 日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。市外の大学との包括連携協定の締結に伴い、対象の大学の学生、教員等が日野市立図書館を利用できるようにするため、日野市立図書館運営規則の一部を改正するものです。

本改正につきましては、日野市に関わる方の学びを支援するため、図書館利用者の対象の範囲を広げ、日野市と連携に関する協定を締結した大学のうち教育委員会が認めたものに在籍する者を含めるとするものでございます。

改正内容については、新旧対照表で御説明申し上げます。恐れ入ります、79 ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。

第 3 条 (図書館奉仕を受けることができる場所と日時)、「第 1 項 日野市内に居住又は通勤若しくは通学する者、及び日野市との間において市立図書館の相互利用に関する協定を締結した市に居住する者は、図書館、配本所、移動図書館駐車場のどこにおいても、図

書館奉仕を受けることができる」を、「図書館、配本所又は移動図書館駐車場のどこにおいても、図書館奉仕を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする」に改めるものです。

具体的には、第1号、日野市内に居住する者、第2号、日野市内に通勤または通学する者、第3号、日野市との間において市立図書館の相互利用に関する協定を締結した市に居住する者、第4号、日野市と連携に関する協定を締結した大学のうち教育委員会が認めたものに在籍する者としております。

付則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、これにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第64号は原案のとおり可決されました。

報告事項第30号 行政情報の公開請求、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

#### ○報告事項第30号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書89ページを御覧ください。報告事項第30号 行政情報の公開請求について報告させていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[白石教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いします。ございませんか。

なければ、報告事項第30号を終了いたします。

報告事項第32号 日野市いじめ防止基本方針改定(案)に関するパブリックコメントの実施について、事務局より報告をお願いします。教育指導課主幹。

#### ○報告事項第32号 日野市いじめ防止基本方針改定(案)に関するパブリックコメントの実施について

[坪田教育指導課主幹]

教育指導課主幹でございます。

議案書 93 ページをお開きください。報告事項第 32 号 日野市いじめ防止基本方針改定(案)に関するパブリックコメントの実施について御報告申し上げます。

次ページ、94 ページを御覧ください。

1 番目、趣旨でございます。教育委員会定例会におきまして御審議いただきました「(仮称)日野市いじめ防止対策推進条例」に続き、条例及び規則の整備に伴い、条例の理念を実務に反映させるため、実務の指針となる「日野市いじめ防止基本方針」の改定に向け、パブリックコメントを実施するものでございます。

2 番目、パブリックコメントの概要でございます。案件名としましては「日野市いじめ防止基本方針改定(案)に関するパブリックコメント」、意見募集期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 1 日までを予定するものです。

3 番、今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

いじめ防止基本方針の内容については、別紙で記載しております。

報告は以上となります。

[白石教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。

御意見・御質問がございましたらお願いをいたします。

なければ、報告事項第 32 号を終了いたします。

請願第 7-13 号 文科省『人事行政状況調査』が示す、教職員の「精神疾患休職」「性犯罪・性暴力」増加の真因が(学習指導要領の一部政治的偏向部分等の)管理統制強化にあるという事実と、その真因を除去する必要性とを、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第 7-13 号 文科省『人事行政状況調査』が示す、教職員の「精神疾患休職」「性犯罪・性暴力」増加の真因が(学習指導要領の一部政治的偏向部分等の)管理統制強化にあるという事実と、その真因を除去する必要性とを、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書 85 ページを御覧ください。請願番号、請願第 7-13 号、受付年月日、令和 8 年 2 月 10 日、件名、請願者の住所・氏名は記載のとおりでございます。

次ページ 86 ページから 87 ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[白石教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

それでは、お席にお座りください。

[請願者]

こんにちは。

[白石教育長]

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

文科省が去年の12月22日に公表した人事行政状況調査、これは、教員が被害者的という点でいうと、大きな柱の1番目に書いている鬱病などによる精神疾患7,087人という多さということですね。この原因は、やはり学習指導要領で、一部政治的に偏向して政治的に入っている愛国心・君が代・自衛隊・日米軍事同盟など、そういった問題で一方的に固定した指導方法をやらされるというところ、あわせて、それは上意下達の職階制の下で強制してくると、そこでストレスといたしまししょうか、そういうものを感じるんじゃないかと私どもは分析しております。この分析が正しいと思っておりますので、都教委は認めませんけどね。

それから、人事評価、業績評価ですね、こっちが2-2にございまして、これは都教委の場合はエンカレッジするんじゃないなくて、勇気づけるんじゃないなくて、教員をこう差別、選別していくというか、昇任とか昇給とか、そういう「出世」を煽るものに使っている。特に卒業式等の君が代時に不起立の先生に対しては、昇給の延伸とか実質の減給に当たることをやっちゃっているわけですから、戒告といってもですね。これは非常に都教委の、そういう一つの国家主義、上意下達の思想に取りつかれて人事評価をしているところ、それも精神疾患の原因じゃないか。

それから、保護者との関係でストレスを感じるというのが第6番目に載っておりますけども、保護者との関係についての都教委のガイドラインについて私どもは批判的に申し上げましたけども、やはり保護者の中できちんとものを言う保護者、君が代の問題、あるいはオリンピックのときの偏向教育とか、ああいったような問題に対して、ものを言う保護者に対しても、こういうのはストレスを感じるということはないわけですから、「真面目にもの言う保護者は教員にストレスを与えない」と、そこは大きく言いたい。

今度は教員が加害者になる性暴力、2-4のところですね。これは生徒との関係で、そこに丸印を3つ書いた都教委の言っていること、これは正しいと思っておりますが。やはり、ストレスをためさせないことがこういう性暴力に行かないことじゃないかなと思っております。

そのようなことで、この人事行政状況調査については、文科省の言い分だけではなくて、私どもの言い分もやはり尊重してほしいと。

白石さん、この前、ちょっと姿勢の面で気になったことがあるんですが。成人式するとき、いわゆる二十歳の集い、古賀さんたちと一緒に、白石さんが君が代するとき新成人にお尻を向けてやはり日の丸のほう見ていたという、あの姿勢はよくないと思います。新成人にお尻を向けるというのは、卒業式も校長がそういうことをやりますけど、やはり主人公に背を向けて、お尻を向けて、日の丸に向かうというのは、何か国家主義の典型のように見ら

れますので、ぜひそういうことが今後ないように、立たないでほしいけど、立つのであっても、せめてこちらのほうを向いて立つような、そういうような改善を白石さんにはぜひ、古賀さんはしようがないです、ああいう方ですからしようがないと思いますけども、白石さんにはぜひ希望します。それから3月の卒業式の校長にも希望します。

以上でございます。ぜひ質問をお願いします。

[白石教育長]

それでは、席のほうにお戻りください。

この件につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。

御質問がなければ御意見を伺います。御意見はございませんか。

正留委員。

[正留委員]

説明ありがとうございました。

本請願を読ませていただきました。「請願の背景と、請願を執行頂きたいお願い等」及び「具体的事実と請願、分析事項」の2-1から2-5について読みましたが、本請願は請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。

したがって、不採択と考えます。

[白石教育長]

ほかに御意見ございませんか。

岩下委員。

[岩下委員]

請願をよく読ませていただきました。また、資料も読ませていただきました。今ほど請願者自身による説明も伺いました。ありがとうございました。

2-1から2-5にわたり「事実」と「提言」として御意見をいただき、それに基づく周知を求める請願となっておりますが、日野市教育委員会において取り上げなければならない正当な理由を見いだすことができませんでした。よって、不採択と考えます。

[白石教育長]

ほかに意見ございませんか。

本請願は不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしということですので、請願第7-13号については、不採択とすることに決定をいたしました。

これより公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席をお願いいたします。

(関係者以外退室)

閉会 16時15分